

# 保育所等入所に係る重要事項確認書兼同意書

1. 保育所等の入所申込みにあたり、以下の重要事項をお読みいただき、各項目の確認欄に☑し、署名してください。

| 重要事項      |  | 確認欄                      |
|-----------|--|--------------------------|
| 確認事項・同意事項 | 「令和4年度 保育所等入所(園)の手引き」の内容を確認・了解のうえ、申込を行ってください。  | <input type="checkbox"/> |
|           | 申込後、11月30日(火)までに必要な書類が提出されない場合、利用調整で不利になります。   | <input type="checkbox"/> |
|           | 提出書類の内容について、勤務先等の証明元へ確認する場合があります。  | <input type="checkbox"/> |
|           | 入所内定後に世帯構成や保育を必要とする事由等の申込内容に変更が生じた場合は、保育幼稚園課に連絡のうえ、再度、申込みに必要な書類を提出してください。  | <input type="checkbox"/> |
|           | 提出内容が事実と異なる場合は、内定及び特定教育・保育給付認定の取消しとなります。   | <input type="checkbox"/> |
|           | 必要な税務申告(年末調整)書類を提出しないこと等の理由により、最高階層で保育料等が算定される場合があります。   | <input type="checkbox"/> |
|           | 保育料等の滞納(卒園児を含む)がある世帯は、利用調整において減点となります。   | <input type="checkbox"/> |
|           | 保育料を納期限までに納付できない場合、督促手数料及び延滞料金が加算されます。   | <input type="checkbox"/> |
|           | 保育料の支払いに困難な状況が生じた場合は、速やかに保育幼稚園課に納付相談を行い、納付計画を立ててください。  | <input type="checkbox"/> |
|           | 保育料を滞納した場合は、児童手当からの特別徴収や財産(給与・預貯金・生命保険などを含む)・差押え等の滞納処分を受けることがあります。※給食費を滞納した場合の取り扱いは各施設により異なります。                      | <input type="checkbox"/> |
|           | 長期欠席による保育料等の減免申請ができるのは、入所している児童の疾病等により、月の初日から末日までを全休した場合となります。それ以外の場合は、月額料金がかかります。                                   | <input type="checkbox"/> |
|           | 保育施設に定員を超える入所申込みがあった場合には、保育の必要性の高い方から優先し入所できるよう利用調整を行うため、希望施設に入所できない場合があります。   | <input type="checkbox"/> |
|           | 適切な保育実施のため、健診結果等について関係機関と連絡を取り合う場合があります。   | <input type="checkbox"/> |
| 【該当する方のみ】 | <b>■育児休業中で申込みの場合</b><br>入所後1か月以内に職場に復帰し、復職後1か月以内に「復職証明書」を提出してください。なお、期日までに復職証明書が提出されない場合や育児休業中の職場に復職していない場合は退所となります。 | <input type="checkbox"/> |
|           | 育児休業延長を目的とした申込みは受付できません。   | <input type="checkbox"/> |
|           | <b>■求職活動を理由に申込みの場合</b><br>入所後90日以内に、月64時間以上を満たす就労を開始し、「就労証明書」を提出してください。期日までに提出がない場合、入所後90日が経過する日が属する月末をもって退所となります。   | <input type="checkbox"/> |
|           | <b>■妊娠・出産を理由に申込みの場合</b><br>産後8週間が経過する日の翌日の属する月末をもって退所となります。  | <input type="checkbox"/> |
|           | <b>■ひとり親家庭で申込みの場合</b><br>ひとり親家庭等に該当する方は、「戸籍謄本」の提出または「児童扶養手当受給の有無」の申告等が必要です。提出等がない場合は、ひとり親家庭の調整指数及び保育料等の軽減措置が適用されません。 | <input type="checkbox"/> |
|           | <b>■転入予定で申込みの場合</b><br>入所月の1日までに住民票異動手続きをしてください。   | <input type="checkbox"/> |

2. きょうだい保育施設に申込みをする方のみ、次の質問にお答えください。

なお、質問の回答を利用調整後に変更することはできません。

(1) きょうだい同じ保育施設に入所したいですか？当てはまるものに○を付けてください。

- ( ) ①入所したい(同じ保育施設に入所できない場合は、入所できるまで待機する)
- ( ) ②できれば入所したい(同じ施設に入所することを優先する)
- ( ) ③どちらでも良い(それぞれの希望順位を優先する)

(2) きょうだいのうち、どちらかが希望施設に入所できない場合、どうしますか？当てはまるものに○を付けてください。

- ( ) ①ひとりでも入所を希望する
- ( ) ②全員入所しない

四国中央市長 宛て

以上の重要事項について確認・同意し、入所(園)申込書及び提出した書類に虚偽がないことを誓います。

記入日 令和 年 月 日

申請児童名 \_\_\_\_\_ 生年月日 H・R 年 月 日

保護者名(父) \_\_\_\_\_ 保護者名(母) \_\_\_\_\_